別紙5-1

【千原事業場用】電離放射線健康診断受診フロー

琉球大学の放射線関連の規定は、放射線同位元素等の規則規制に関する法律施行規則（以下、「RI規則」という。）による。

Forms調査

放射線業務従事者又は従事予定者である
・研究基盤統括センター　放射線取扱主任者
・研究基盤統括センター　ＲＩ施設の登録者　等

NO → 受診不要

YES ↓

電離放射線健康診断の問診票を提出
健診希望について聴取

※　検査又は検診の内容

イ　血液検査（赤血球数、血色素量又はヘマトクリット値、白血球数及び白血球百分率）
ロ　皮膚の検査
ハ　眼の検査

健診希望なし

健診希望あり

以下に該当する者及び放射線業務従事予定者
・雇い入れ時および配置替え（新たに業務に従事する前）

※省略不可　健診会場で受検
電離放射線健康診断A
（全項目を６月毎に受診）

産業医による就業措置要否判断

放射線取扱主任者への報告

問診表と実効線量を基に、産業医は「検査又は検診の内容」※の省略可否判断を行う

▶検査又は検診の省略について
前年度の4月1日を始期とする1年間の実効線量が5mSvを超えず、かつ当該年度の1年間の実効線量が5mSvを超えるおそれのない場合。
※の省略については、医師が必要と認める場合に限る。

※省略可
電離放射線健康診断B
（特定業務従事者健診を６月毎に受診）

産業医による就業措置要否判断

放射線取扱主任者へ報告

変更点

健診の流れ
・健康診断医ではなく問診の結果、本学産業医が省略可否判断をする。
・省略可と判断されたら、電離健診は受検せずに特定業務従事者健診（一般健診を六月毎受検）のみ受診する。

問診票・個人結果報告書について
・問診票は、PDF問診として保管し、問診票の直筆記入は廃止する。
・結果報告書は、健診機関用個人結果報告書のみとする。また報告書には、個人線量（実効線量/等価線量）を記載する。

RI規則第56条
放射線業務従事者が受診する健康診断(６月毎)のイメージ

上半期（4～9月）	＋	下半期（10～1月）
特定業務従事者健康診断 （一般健診 又は 人間ドック） ＋ 電離健診（　A　又は　B　）		特定業務従事者健康診断 （一般健診 又は 人間ドック） ＋ 電離健診（　A　又は　B　）